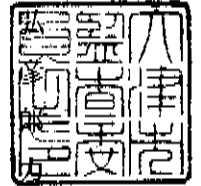




大監委第 90 号
平成 25 年 11 月 19 日

請 求 人
藤 井 哲 也 様

大津市監査委員 村 篤 由
大津市監査委員 重 森 昭
大津市監査委員 中 野 治
大津市監査委員 船 本



大津市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により平成 25 年 9 月 25 日に提出された大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求書の提出

平成 25 年 9 月 25 日

2 請求人

大津市貞野二丁目 28 番 1-709 号

藤 井 哲 也

3 請求の要旨（請求書 要旨）

大津市及び大津市企業局（以下「大津市等」という。）は、大津市副市長 笠松拓史氏（以下「笠松氏」という。）及び大津市公営企業管理者 山本博志氏（以下「山本氏」という。）を本市が採用するに当たり、何ら根拠規定がないのに国家公務員宿舎法（以下「宿舎法」という。）及び同法施行令（以下「施行令」という。）の規定を準用して大津市等が宿舎を賃借し、高額な家賃等を支出する一方、当該宿舎を使用する両氏に対しては、著しく低額な宿舎使用料しか求めていない。このことは、大津市等の笠松氏及び山本氏に対する恣意的な便宜供与であって、法令等に基づかない不当な財務会計上の支出行為である。

よって、大津市等は、宿舎の提供によって便益を得た笠松氏及び山本氏に対し、大津市等が支出した家賃等から両氏がこれまでの間に大津市等に納入した宿舎使用料を控除した額（別紙明細のとおり）の返還を求めるとともに、これ以降の宿舎にかかる家賃等の全額を負担させるよう措置を講ずるべきである。

(別紙)

請求の補足説明

- 1 大津市は、総務省から割愛を受け、平成24年3月5日付けで笠松氏を一般職である政策統括監として採用するに当たり、専用面積66.23平米の不動産を同年3月5日から平成26年3月4日までの2年間、笠松氏用の宿舎として賃借する契約を締結した。

笠松氏がこの宿舎を使用することについては、平成24年3月5日付けで笠松氏から大津市長あてに同宿舎の使用申し込みがなされ、同日付けで大津市長から笠松氏あてに同期間、宿舎の使用料として月額28,380円を毎月末日までに支払うことを条件に使用の承諾がなされている。この使用料の算定に当たっては、宿舎法を準用し、旧乙地単価430円に専用面積66平米を乗じて得た額として計算されている。ただし、平成24年3月分の宿舎使用料については、月途中から入居しているものの、宿舎法に規定されている日割り計算等はなされていない。

大津市は、同宿舎の賃貸借契約において、敷金120,000円、礼金180,000円、保険料20,000円、仲介手数料126,000円及び賃料として平成24年3月分104,516円を日割りで、また、同年4月以降は毎月120,000円を支払うこととしている。

なお、笠松氏が平成24年6月4日に特別職である副市長として選任された以降も、特に宿舎の使用条件等を変更していない。

また、国土交通省から割愛を受け、平成21年7月14日に一般職である技術統括監として採用した伊藤康行氏（以下「伊藤氏」という。）の住居については、他の一般職と同等の取り扱いにより住居手当を支給しているとの記述がある。

- 2 大津市企業局は、平成25年1月6日付けで大津市長が山本氏を特別職である大津市公営企業管理者として選任するに当たり、専用面積75.90平米の不動産を同年1月6日から平成27年1月5日までの2年間、同氏用の宿舎として賃借する契約を締結した。

山本氏がこの宿舎を使用することについては、平成24年12月25日付けで山本氏から大津市公営企業管理者あてに同宿舎の使用申し込みがなされ、平成25年1月16日付けで大津市公営企業管理者から山本氏あてに同年1月6日から平成27年1月5日までの間、同宿舎の使用料として平成25年1月分は日割りとし35,833円を、翌月以降は月額42,725円を毎月末日までに支払うことを条件に使用の承諾がなされている。この使用料の算定に当たっては、副市長（笠松氏）の宿舎使用料の算定実例にならい、宿舎法の規定を準用して旧乙地単価523円に専用面積75平米を乗じて得た額と家賃額に包含されている自動車駐車場料金3,500円の合計額としている。

大津市企業局は、同宿舎の賃貸借契約において、敷金200,000円、礼金360,000円、保険料20,000円、仲介手数料129,675円、消毒手数料21,000円及び賃料として平成25年1月分103,580円を日割りで、また、同年2月以降は毎月123,500円を支払うこととしている。

- 3 ところで、大津市は、一般職及び特別職に貸与する宿舎の設置に関する規定を有していない。宿舎法は、あくまで全国的な勤務を要する国家公務員の事務執行のために必要な宿舎の設置及び管理に関する規定であって、大津市等が同法を準用し、当市の職員に適用する根拠規定も存在しない。

これについて大津市は、平成 25 年 6 月 12 日の市議会本会議における答弁で、「両特別職（笠松副市長及び山本公営企業管理者）については、通勤範囲内に居室を有していないことから、他都市の例に同じく、本市において民間の住宅を借り上げ、市が宿舍として提案した」、また、「宿舍法の適用は、特別職及び国からの割愛職員に対して準用しており、一般職員への適用をするものではない」と述べる。一方、平成 25 年 6 月 17 日の市議会総務常任委員会における答弁で、「過去に助役等には宿舍法の適用をしていたが、一般職員には適用していなかった」旨を述べており、笠松氏を一般職である政策統括監として採用した際に宿舍を提供したことは、先に述べた伊藤氏に対する措置とは異なる、恣意的な判断に基づく不当な行為であることは明らかである。

- 4 また、宿舍使用料の算定については、同じく平成 25 年 6 月 12 日の市議会本会議における答弁で、「外部から特別職の任用を行う多くの都市において、あくまでも宿舍法を準用する形で宿舍の使用料の負担額を定めている」と述べ、「本市においても宿舍法を準用して宿舍の負担額を定め運用することは差し支えない」との考えを示している。

しかしながら、先に述べたように、大津市においては宿舍法及び施行令を準用する根拠規定はなく、この点においても伊藤氏に対する措置とは異なる、恣意的な判断に基づく不当な行為である。

- 5 加えて、平成 25 年 6 月 12 日の市議会本会議における答弁で、宿舍法の準用の範囲について、「原則は宿舍法を適用しており、決して面積と単価だけではなく、全般的に適用している」と述べているが、1 で述べたように、宿舍使用料の口割り計算が適用されていないことや、宿舍の明け渡しに関する規定などを担保する手段が講じられていないなど、厳格公正な事務執行がなされているとは到底考えられない。

- 6 越 直美大津市長は、平成 25 年 6 月 12 日の市議会本会議における答弁で、笠松氏及び山本氏に対する宿舍の提供について、「このような措置は、有能な人材を大津市に限らず広く登用するために必要である」と述べるが、そうであるならば、大津市長及び副市長の給与に関する条例や大津市公営企業管理者の給与等に関する条例、または大津市一般職の職員の給与に関する条例等を議会の議決を求めて改正し、宿舍の提供にかかる規定または住居手当の支給にかかる規定を整備しておくべきであり、このような規定を整備しないまま、恣意的に宿舍法を準用して特定の職員に便宜を図ることは許されない。

- 7 以上のことから、大津市等が根拠規定のないまま笠松氏及び山本氏に対して宿舍を提供して家賃等を負担し、その宿舍にかかる使用料を両氏から徴収する行為は、いずれも不当な財務会計上の支出に当たる。

よって、大津市等は、宿舍の提供によって便益を得た笠松氏及び山本氏に対し、大津市等が支出した家賃等から両氏がこれまでの間に大津市等に納入した宿舍使用料を控除した額（別紙明細のとおり）の返還を求めるとともに、これ以降の宿舍にかかる家賃等の全額を負担させるよう措置を講ずるべきである。

8 なお、笠松氏の宿舍にかかる家賃等の支出があったのは平成24年3月であり、地方自治法第242条第2項に定める監査請求の期間を超過している。

このことについて、請求人としては、そもそも大津市が、何らの根拠規定に基づかず、笠松氏用の宿舍とする目的をもって不動産の賃貸借契約を締結したこと自体が不当な行為であって、その不当な契約に基づいて大津市が支出した家賃等も当然に不当であるとする。そして、この不動産賃貸借契約は長期継続契約となっており、現在も契約期間であることから、当該規定のいう「当該行為の終わった日から1年を経過」していないと主張したい。

しかしながら、判例等に照らしこの主張が許されない場合には、請求の対象となる期間の判断は、監査委員に委ねる。

別紙明細

1 笠松氏

大津市が負担した家賃等 (A)		本人が納入した 宿舍使用料等 (B)	差額 (A-B)	
敷金	¥120,000	¥0	¥120,000	
礼金	¥180,000	¥0	¥180,000	
保険料 (火災保険料)	¥20,000	¥0	¥20,000	
手数料 (仲介手数料)	¥126,000	¥0	¥126,000	
家賃	平成24年3月分	¥104,516	¥28,380	¥76,136
	平成24年4月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成24年5月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成24年6月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成24年7月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成24年8月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成24年9月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成24年10月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成24年11月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成24年12月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成25年1月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成25年2月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成25年3月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成25年4月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成25年5月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
	平成25年6月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620
平成25年7月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620	
平成25年8月分	¥120,000	¥28,380	¥91,620	
合計	¥2,590,516	¥510,840	¥2,079,676	

2 山本氏

大津市企業局が負担した家賃等 (A)		本人が納入した 宿舍使用料等 (B)	差額 (A-B)	
敷金	¥200,000	¥0	¥200,000	
礼金	¥360,000	¥0	¥360,000	
保険料 (火災保険料)	¥20,000	¥0	¥20,000	
手数料 (仲介手数料)	¥129,675	¥0	¥129,675	
手数料 (消毒手数料)	¥21,000	¥0	¥21,000	
家賃	平成25年1月分	¥103,580	¥35,833	¥67,747
	平成25年2月分	¥123,500	¥42,725	¥80,775
	平成25年3月分	¥123,500	¥42,725	¥80,775
	平成25年4月分	¥123,500	¥42,725	¥80,775
	平成25年5月分	¥123,500	¥42,725	¥80,775
	平成25年6月分	¥123,500	¥42,725	¥80,775
	平成25年7月分	¥123,500	¥42,725	¥80,775
	平成25年8月分	¥123,500	¥42,725	¥80,775
合計	¥1,698,755	¥334,908	¥1,363,847	

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年10月15日に監査室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述には、請求人が出席し、大津市職員措置請求書に従いその主旨を述べ、新たな証拠の提出はなかった。

なお、監査委員から大津市職員措置請求書に記載された事項について確認され、請求人は、別紙請求の補足説明1ページ1行目「平成24年3月5日付け」を「平成24年2月15日付け」に、同17行目「平成24年6月4日」を「平成24年6月5日」に、同23行目「平成25年1月6日付け」を「平成24年12月18日付け」に、それぞれ訂正された。

また、笠松氏にかかる平成24年3月分の職員宿舍使用料については、日割計算の事実が判明したため、請求の補足説明、別紙明細の該当部分についてもあわせて訂正された。

2 関係職員の意見の聴取

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係書類の提出を求めるとともに、平成25年10月23日に監査室において、関係職員が大津市職員措置請求に係る意見書に基づき意見を述べた。

なお、笠松氏に係る部分については、総務部長、同部管理監（職員課長）、同部職員課参事、政策調整部秘書課長及びその他関係職員が、また、山本氏に係る部分については、企業局長、同局企業総務部企業総務課長及びその他関係職員が、それぞれ出席した。

3 監査の対象

本請求書及び意見陳述の全趣旨から、請求人が求める措置は次のとおりである。

(1) 副市長に対する返還請求等について

① 就任の経緯について

副市長の職にある笠松拓史（以下「副市長」という。）は、総務省からの割愛採用により、平成24年2月15日付けで政策統括監として、本市職員に任用され、その後、同年6月5日副市長に就任し、現在に至っている。

なお、副市長は、本件職員措置請求に対する審査期間中の平成25年10月31日に退任された。

② 職員宿舍の貸与について

副市長の政策統括監への就任に当たり、本市は、同人に対して居住のための住宅を貸与することを目的に、仲介業者を介して住宅所有者との間で、平成24年3月5日付けで住宅賃貸借契約を締結し、職員宿舍を確保の上、同日、政策統括監の職にあった副市長からの当該宿舍の使用申込みで使用承諾を与えている。

当該住宅の借上げに要した費用は、敷金120,000円、礼金180,000円、保険料（火災保険料）20,000円及び仲介手数料126,000円の合計446,000円であり、月額賃料は120,000円と約定している。なお、平成24年3月分賃料は、日割計算により104,516円である。

③ 使用料の額の算定について

副市長が負担する職員宿舍使用料（以下「使用料」という。）の額については、国家公務員宿舍法第15条及び同法施行令第13条の規定を準用し、旧乙地単価430円に同職員宿舍の床面積66㎡を乗じた月額28,380円である。ただし、同職員宿舍の使用承諾は平成24年3月5日であることから、同年3月分使用料の額は、日割計算により24,718円である。

なお、日割計算について、請求人は、請求において否定していたが、意見陳述の中で訂正をした。

④ 請求の要旨

国家公務員等に貸与される宿舍は、その勤務実態に鑑み、職務の能率的な遂行の確保を図ることにより、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として設置されており、その設置及び管理に関する具体的な定めについては、国家公務員宿舍法、同法施行令及び同法施行規則（以下「宿舍法等」という。）に規定されているが、本市においては、宿舍法等に当たる規程が整備されていないことから、宿舍法等の規定を準用して、使用料の額を算定、徴収している。

このため、本市が住宅賃貸借契約の締結に当たって負担している敷金等が不明確であることに加えて、賃料と使用料との差額は大きく、これらの決定は恣意的ともいえるものであって、副市長に対して不当に便益を供与するものと考えられる。

以上によって、本市が借上げに要した費用は、平成25年8月末日現在において2,590,516

円であり、副市長が使用料として負担した 507,178 円を除く 2,083,338 円は、副市長が不当に得た利益と看做することができることから、その返還を求めるとともに、今後、住宅賃貸借契約に定める賃料等の支出を行わないよう求める。

なお、本市が、職員宿舎として民間住宅の借上げに際し支出した金員及び副市長から納入された使用料を整理すると、次表のとおりである。

(単位：円)

	本市支出の 家賃等 (A)	使用料 (B)	差額 (A-B)
敷金	120,000	0	120,000
礼金	180,000	0	180,000
火災保険料	20,000	0	20,000
仲介手数料	126,000	0	126,000
家賃 (H24. 3月～H25. 8月分)	2,144,516	507,178	1,637,338
うち H24. 3月分	104,516	24,718	79,798
うち H24. 4月分以降	2,040,000	482,460	1,557,540
計	2,590,516	507,178	2,083,338

(2) 管理者に対する返還請求等について

① 就任の経緯について

公営企業管理者の職にある山本博志（以下「管理者」という。）は、市長の就任要請を受け、平成 24 年 12 月 18 日付けで公営企業管理者に就任し、現在に至っている。

② 職員宿舎の貸与について

管理者の就任に当たり、本市企業局は、同人に対して居住のための住宅を貸与することを目的に、平成 25 年 1 月 6 日付けの契約により、民間住宅を借り上げ、職員宿舎とした。その上で、同月 16 日付けで管理者からの当該職員宿舎の使用申込み（使用期間の始期は同月 6 日）に使用承諾を与えている。

当該住宅の借上げに要した費用は、敷金 200,000 円、礼金 360,000 円、保険料（火災保険料）20,000 円、仲介手数料 129,675 円及び消毒手数料 21,000 円の合計 730,675 円であり、月額賃料は 123,500 円（駐車場使用料月額 3,500 円を含む。）と約定している。なお、平成 25 年 1 月分賃料は、日割計算により 103,580 円である。

③ 使用料の額の算定について

管理者が負担する使用料の額については、国家公務員宿舎法第 15 条及び同法施行令第 13 条の規定を準用し、旧乙地単価 523 円に同職員宿舎の床面積 75 m²を乗じた額とし、駐車場使用料の実額を加え月額 42,725 円を管理者が負担する額としている。なお、同職員宿舎の使用開始日が平成 25 年 1 月 6 日であることから、同年 1 月分使用料の額は、日割計算により 35,833 円で

ある。

④ 請求の要旨

(1)の④において述べた趣旨と同様であり、条例等の規定に基づかず、恣意的ともいえる判断の下で便宜を図ったものである。

したがって、本市企業局が借上げに要した費用 1,698,755 円のうち、管理者が使用料等として負担した 334,908 円を除く 1,363,847 円は、管理者が不当に得た利益と看做することができることから、その返還を求めるとともに、今後、建物賃貸借契約に定める賃料等の支出を行わないよう求める。

なお、本市企業局が、職員宿舎として民間住宅の借上げに際し負担した金員及び管理者から納入された使用料等を整理すると、次表のとおりである。

(単位：円)

	本市企業局支出 の家賃等 (A)	使用料等 (B)	差 額 (A-B)
敷 金	200,000	0	200,000
礼 金	360,000	0	360,000
火災保険料	20,000	0	20,000
仲介手数料	129,675	0	129,675
消毒手数料	21,000	0	21,000
家賃等 (H25. 1月～8月分)	968,080	334,908	633,172
うち H25. 1月分	103,580	35,833	67,747
うち H25. 2月分以降	864,500	299,075	565,425
計	1,698,755	334,908	1,363,847

4 判 断

(1) 職員宿舎の設置及び使用料について

- ① 本市においては、従来から国家公務員を特別職として迎えており、その招聘に当たっては、当該職員の住宅を確保する必要があったことから、市において民間所有の住宅を借り上げ、転貸してきた。

その際、職員宿舎の設置及び使用料の額の算定については、特に規程等は定めず、宿舎法等の規定を準用の上、その都度個別決裁により対応してきた。

- ② 有為な人材を広く登用することを考えた場合、本市の地理的な諸条件に鑑みれば、当該職員が新たに住宅を確保する必要が生じることは容易に想定される。

このため、市において職員宿舎を用意し、これを貸与することは、職務の能率的な遂行にとって有意なことであると考えられる。このことから、職員宿舎の設置の必要性、その是非、更には購入、建設、借受け等職員宿舎の設置手法についての決定に当たっても、市長等の広範な

裁量に委ねられているものと判断する。

本件住宅については、仲介業者を介して、市場において形成されている適正な価格により賃借をしていること、適法な財務手続きを経ていることから、職員宿舎の設置について瑕疵は認められない。

- ③ 使用料の額の算定については、上記のとおり算定方法等に関する規程を定めていないことから、国家公務員等に適用されている宿舍法等の規定を準用することにより、使用料の額を算定することで今日に至っていることが認められる。

具体的には、国家公務員宿舍法第15条によれば、「その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、居住の条件その他の事情を考慮して、政令で定める算定方法」により決定するものとされ、同法施行令第13条により、当該職員の等級による貸与基準に従い、基準面積及び地域区分により定められた㎡当たり単価に専用面積を乗じて得た額を使用料としており、本市においては、これらの規定を準用の上、使用料の額を算定していることが認められる。

(2) 職員宿舎の貸与についての判断

① 副市長について

ア 副市長は、総務省における総合的な自治行政に加え、石川県や滋賀県において地方行政にも携わり、その幅広い行政経験と識見等から政策統括監として、割愛採用により本市職員の身分を取得され、その後、副市長に就任されたものであり、それまでの生活の本拠が東京都内にあったことから、政策統括監への就任に当たり、民間住宅の借上げによる職員宿舎を有償貸与されたものである。

なお、職員宿舎の貸与に関しては、前述のとおりその必要性に加えて、総務省との割愛協議においても、住宅の確保を求められたことから、その要請を妥当なものとして受け入れたものと認めることができる。

イ 民間住宅借上げに係る公金の支出について

本市は、当該民間住宅の借上げに際し、先に認定したとおり、月額賃料120,000円、敷金120,000円、礼金180,000円、仲介手数料126,000円及び保険料(火災保険料)20,000円を支出している。

これは、借主である本市と貸主との間で締結された住宅賃貸借契約書(平成24年3月5日締結)の約定に従ったものであり、その支出に際しては、財務会計上の諸手続きを経ている。

当該住宅の規格の決定については、宿舍法等に照らせば、副市長が総務省在籍当時における職務の等級を基本として、扶養義務のある同居者を斟酌の上、貸与基準(70㎡以上80㎡未満)が適用される場所であったが、副市長には、職務の等級による基準(55㎡以上70㎡未満)の適用により職員宿舎が貸与された。なお、その後、副市長に就任されたことにより、基準面積が変更(70㎡以上80㎡未満)となるが、職員宿舎の変更はされていない。

ウ 使用料の額の算定について

副市長が負担する使用料の額の算定については、条例等に規定がないことから、国家公務員宿舎法第15条第1項及び第2項並びに同法施行令第13条第1項の規定を準用して、月額使用料は28,380円（平成24年3月分は口割計算により24,718円）と算定されたものである。

エ 判断

以上のことから、本市が職員宿舎として貸与するために民間住宅を借り上げることは、その必要性等を勘案すると、市長の裁量権を逸脱するものでなく、正当な職務権限の行使であると解することは既に述べたとおりであり、住宅賃貸借契約の約定に従い、職員宿舎として民間住宅を借り上げたこと、これを貸与していることに問題があるとは言えない。

また、当該住宅の借上げに際し、敷金、礼金等の諸費用を支出し、月額賃料の決定に当たっても、住宅賃貸借等不動産取引において形成されている適正価格によったものと推認されること、また、支出手続きにおいても、財務会計上、適法な手続によるものと判断した。

次に、副市長が負担する使用料の額の決定に関して、恣意的な算定を排除し、客観性を担保するため、宿舎法等の規定を準用することによって、適正な使用料の額を算定したことは、合理的、妥当な判断であったと思料することができる。

これらの結果、請求人の「本市が借上げに要した費用2,590,516円のうち、副市長が負担した507,178円を除く2,083,338円は、副市長が不当に得た利益と看做することができる。」という主張は、認めることはできない。

② 管理者について

ア 管理者は、民間企業あるいは住宅供給公社元理事長という官民における豊富な経験から、本市が経営する水道・下水道・ガス事業について、民間の視点による経営の効率化を進めるべく公営企業管理者として登用されたものであり、それまでの生活の本拠が東京都内にあったことから、公営企業管理者への就任に当たり、民間住宅の借上げにより職員宿舎を有償貸与されたものである。

イ 民間住宅借上げに係る公金の支出について

本市企業局は、当該民間住宅の借上げに際し、先に認定したとおり、月額賃料123,500円（駐車場使用料月額3,500円を含む）、敷金200,000円、礼金360,000円、仲介手数料129,675円、保険料（火災保険料）20,000円及び消毒手数料21,000円を支出している。

これは、借主である本市企業局（代表者公営企業管理者）と貸主との間で交わされた建物賃貸借契約書（平成25年1月6日締結）の約定に基づくものであり、その支出に際しては、財務会計上の諸手続きを経ている。

当該住宅の規格については、大津市職員等の旅費に関する条例において、公営企業管理者を国家公務員等の旅費に関する法律による7級以上の職務にある者と格付けていることから、宿舎法等に定める貸与基準（70㎡以上80㎡未満）に適合するものである。

ウ 使用料の額の算定について

管理者から徴収している使用料の額の算定については、国家公務員宿舎法及び同法施行令の規定を準用して、月額使用料 39,225 円と決定し、駐車場使用料の実額 3,500 円を加えた 42,725 円（平成 25 年 1 月分は口割計算により 35,833 円）と算定されており、算定に当たっても、恣意的な意図の介入する余地はなく、正当な使用料と認定することができる。

エ 消毒手数料について

本市企業局が建物賃貸借契約の約定に従い負担している経費のうち、消毒手数料は、転貸者が実施すべき住環境の整備の一環と解することもできるが、明確には国家公務員宿舎法第 15 条に定める使用料の算定要素とされていないことに加えて、居住の快適性等に寄与するものであることから、当該経費は、使用者が負担すべき経費と考えることが妥当である。

オ 判断

以上のことから、本市企業局において民間住宅の借上げによって職員宿舎を設置し、管理者の就任に伴い当該住宅を職員宿舎として貸与したことに何ら問題はなく、また、同住宅の借上げに際し、敷金、礼金等の諸費用の支出、あるいは月額賃料の支出に当たっても、財務会計上、適法な手続きを経たものと認められる。

次に、管理者が負担する使用料の額の決定に際し、宿舎法等の規定を準用することについては、客観的な使用料の額を算出するものであって、また、その算定も適正に行われていることから、恣意的な便宜供与であるとは言えない。

しかし、消毒手数料については、前述のとおり、管理者が負担すべき経費であると考えられる。

これらの結果、請求人の「本市企業局が借上げに要した費用 1,698,755 円のうち、管理者が負担した 334,908 円を除く 1,363,847 円は、管理者が不当に得た利益と看做することができる。」という主張のうち、消毒手数料 21,000 円に係る部分を除き認めることはできない。

第3 結論

以上の結果、本件監査請求については、次のとおり判断する。

- 1 副市長に対する利益の返還請求及び住宅賃貸借契約に定める賃料等の今後における支出の差し止め請求については、棄却する。
- 2 管理者に対する請求のうち、消毒手数料相当分を除く経費の返還請求及び建物賃貸借契約に定める賃料等の今後における支出の差し止め請求については、棄却する。
- 3 管理者に対する請求のうち、消毒手数料相当額 21,000 円については、返還すべきものと判断し、公営企業管理者は、必要な措置を平成 25 年 12 月 18 日までに講じるよう勧告する。

第4 意見

地方公共団体では、国や他の地方公共団体又は民間企業等から、都市経営に識見を有する人材を広く確保することにより、独自性のある自治体経営をより積極的に推進し、市民の負託に応えるこ

とが求められている。本市においても、昭和 60 年に建設省（当時）から助役を招聘して以来、一般職の職員を含めて継続的に割愛を受けており、市政の運営に参画され、その重責を全うされてきた。また、平成 24 年 12 月には、新たに公営企業管理者として民間人を登用された。

そのため、有為な人材を特別職等の職員として招聘するに当たり、居住環境の整備、充実は必要と考えられ、その一環として、職員宿舎を提供することは、妥当な措置であると言える。このことに関して、多くの都市においても同様の事情の下で、特別職等の職員に居住する住宅が提供されていることをみると、本市の特有の対応とは言えず、是認される場所である。

このような状況の下で、本市及び本市企業局は、国又は民間からの職員の受入れは「数年に一度くらいの頻度であり」、「今後も頻繁に生じるものではない」として、規程の制定は必要ではないと説明しているが、長期にわたって賃貸借関係が存続するものであることから、職員宿舎に関する事務を客観的、適正に執行するため、職員宿舎の設置及び入居資格、使用料等貸与に関して必要な事項を定めた規程の制定について、検討される時期にあると考えるものであり、このことが、職員の処遇の客観性ととも、市政の透明性と財務運営の明確性を発揮し、市政に対する信頼を確保することにもつながるものと思料するところである。